

高層建築物等予定工事届 届出要領(携帯電話基地局)

携帯基地局等アンテナに関する届出の有無について

内容(以下、地表からの高さが31mを超える場合に限る)	届出
新たに支持柱や台を設け、アンテナを設置	要
既存アンテナの位置が高くなる	
既存アンテナの種類を変更する	
既存アンテナ支持柱に新たな種類のアンテナを追加	不要
既存アンテナの位置が同一又は低くなる	
既存アンテナ支持柱下部に同等のアンテナを追加	
既存鉄塔の高さ以下の側面部分にアンテナを追加	
アンテナの位置、種類に変更をきたさない工事 (ケーブルの張替え、無線機の交換等)	

届出が不要な場合でも、既存アンテナの建築主と異なる場合は、届出を提出してください。

高層建築物等予定工事届

総務大臣 殿

令和 年 月 日

住所

氏名

注①

(押印不要)

次のとおり高層建築物等の工事をするので、電波法第百二条の三第一項の規定により、別紙の図面を添えて届けます。

1	建築主住所氏名	注①	電話	番
2	工事請負人住所氏名	注②	電話	番
3	工事下請人住所氏名	注②	電話	番
4	工事の種類			
5	設置場所の位置（高層建築物等の地名及び地番）			
6	高層建築物等の最高部の高さ		地表高： m	海拔高： m
7	高層部分の構造及び主要材料		構造： 主要材料：	
8	工事着手予定年月日		令和 年 月 日	
9	工事完了予定年月日		令和 年 月 日	
10	その他参考となる事項			

・高層建築物等の用途：
 ・将来における増築等の計画：あり なし 未定
 ・クレーン等仮設物の使用予定：
あり（GL・TP m） なし 未定
 ・本件連絡先
 所属：
 担当者名： 電話番号：
 住所：〒
 ・その他備考：

注①

- ・住所：本店又は主たる事務所の所在地を記載。
- ・氏名：商号又は名称、代表者の役職及び氏名を**全て**記載。
- ・建築主が複数の場合は全て記載。

注②

- ・請負人等が存在しない場合は「なし」と記入
- ・未定の場合は、「未定」と記載し、**標識設置届の写し**等の書類を添付p.3を参照（1～6のいずれか）
- ・複数存在する場合は代表的な1つを記入
- ・代表者の役職及び氏名は省略可

（例）基地局用空中線新設／増設

高層建築物等の地名及び地番を記載

p.2「高層建築物等の高さ」を参照

（例）鋼管柱
 （例）鋼管製

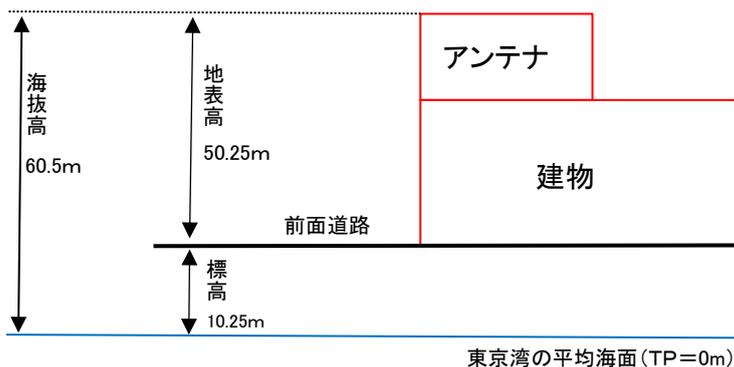
（例）用途：携帯電話基地局用空中線

増築等の計画及びクレーン等の仮設物の使用予定は該当する項目を選択（クリックで☑が入ります）

クレーン等の使用予定ありの場合はGLかTPを丸で囲み、高さを記入

連絡先は名刺添付でも可

高層建築物等の高さ



「地表高」
建築物等の敷地に接する道路の路面の中心のうち最も低い地点を基準とし、アンテナの最高部までの高さを記載すること。
敷地に接する道路がない場合は、当該建築物等が周囲の地面と接する最も低い位置を基準とする。

「海拔高」
測量や地形図など、信頼性の高い方法で求めた標高に「地表高」を加えた値を記載すること。

添付するもの(1~4全て)

1. 付近見取図又は案内図

2. 配置図及び各階平面図

携帯電話基地局用空中線を含み、方位記号記載のもの。屋上平面図など関係部分のみで可

3. 立面図(東西南北のうち「北と西」などの直交する2方向)

空中線の最高部の高さ・配置が判別できること。「東と南」などの直交する2面で可

4. 敷地内における高層建築物等の位置を明示する資料

工事を行う各支持柱の中心座標値(注1)を配置図等に記載

(複数の空中線を設置する場合、複数の支持柱の中心座標値をそれぞれ記載)

注1 座標値

世界測地系に基づく「平面直角座標系によるXY座標」又は「緯度経度」を記載すること(平面直角座標系の詳細については平成14年国土交通省告示第9号の告示を参照)。

緯度経度記入の際には、秒は2桁以上で、60進法で記入すること。

平面直角座標系記入の際には、可能な限り小数点以下も記入すること。

(例)北緯35度41分03秒98 東経139度45分10秒90 系番号9 X= -33959m Y= -7267m

※ 地理院地図(電子国土Web)で表示される座標値については、使用方法によっては所要の精度を満たさない場合があるので、ご注意ください。

【届出時期】

必ず工事着手前までに届出を行ってください(目安としては、着手の半年前～1ヶ月前程度)。

【判定結果の通知】

- ・受付日から3週間以内に文書で通知します。ただし、届出内容に不備がある場合は、3週間に不備の補正を求めた後から補正が完了するまでの日数分を加えた期間を頂いております。
なお、判定に当たり、追加資料を請求し、それを基に詳細な審査を行う場合にはこの限りではありません。
- ・判定結果が「障害なし」の場合、通知書を発給した旨のご連絡は致しておりません。
提出した届出の状況を確認したい場合はお問合せください。
- ・判定結果が「障害あり」の場合、今後の対応などを説明するために、原則ご来局をお願いしています。
- ・通知書の郵送を希望される場合は、宛先・宛名を記載し、郵便切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ・通知書は信書に該当することから、郵便又は信書便の封筒をご用意ください。

【提出方法】

- ・窓口又は郵送での提出をお願いします。
 - ・提出部数は、高層建築物ごとに1部をご用意ください。
- 副本の返却を希望する場合は添付書類含め2部をご用意ください(地形図は正本にのみ添付で可)。

押印、委任状は不要です。

- ・本届出書は信書に該当することから必ず郵便又は信書便で送付してください。
- 宅配便業者の宅配便やメール便並びに郵便局のゆうパックやゆうメールでは、原則として、信書の送付はできません。

【提出先、お問合せ先】

〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎
関東総合通信局 無線通信部 陸上第一課 電波伝搬障害担当
電話:03-6238-1763 (平日9時から17時(12時から13時を除く)) **【予約不要】**

届出書様式のダウンロード先

関東総合通信局HP 『電波伝搬障害防止制度:各種届出書のダウンロード』
(<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/other/koso/info/dl/koso.html>)



【工事請負人、工事下請人又はその両方が未定の場合の添付書類】 (1)～(6)のいずれか1つ

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第4号の規定に基づく特定街区の都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (2) 都市計画法第12条の5第3項の規定に基づく再開発等促進区の地区整備計画の決定又は変更の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (3) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条第1項の規定に基づく都市再生特別地区における都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (4) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号の規定に基づく市街地再開発事業の都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第59条の2第1項の規定に基づく許可の通知の写し
- (6) 地方公共団体において定められる中高層建築物紛争予防条例に基づき提出された標識設置届の写し及び当該届出に係る建設用地の案内図の写し又はこれらに類するもの

「障害なし」通知を受けた後、高層建築物等変更届が必要となる場合

建築主が変更となった場合、31mを超える部分の外形(高さ・大きさ)に変更が生じる場合、仮設クレーンの仕様が決定した場合、未定事項が決定した場合などは、高層建築物等変更届をご提出ください。